

第9回 消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成20年7月23日（水）15：06～15：50

2. 場 所：総理大臣官邸4階 大会議室

3. 出席者：

○ 委員（50音順）

佐々木座長、川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、中村委員、中山委員、林委員、原委員、松本委員、吉岡委員（以上、11名）

○ 政府

福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、岸田消費者行政推進担当大臣、中川内閣府副大臣、西村内閣府大臣政務官、二橋内閣官房副長官 ほか

4. 議事次第

- ・今後の進め方について
- ・その他

5. 議事の経過

（1）岸田消費者行政推進担当大臣より「準備中の法案について」（資料1）、「食品安全に関する行政組織の在り方について」（資料2）、「食品安全基本法のポイント」（資料3）、「地方消費者行政の充実に向けた支援策について（案）」（資料4）及び「消費者庁（仮称）設立に向けた広報について」（資料5）について説明。主な内容は以下のとおり。

- 現在3種類の法案を準備しており、各省庁と調整中。秋の臨時国会へ提出できるよう、作業している。（資料1）
- 引き続き検討することとなっていた食品安全委員会の設置場所について、各方面の意見を踏まえて整理した。まずは、消費者庁を食品安全行政の司令塔として位置付け、食品安全基本法に基づく基本方針を消費者庁が中心となって策定し、関係行政機関がそれに沿って改革を行う形が効果的と考えている。また、食品安全委員会は内閣府に存置しつつ、総理の人事権の問題ではあるが消費者庁と食品安全委員会の双方を同一の特命担当大臣が掌理し、必要な場合には、両機関の連絡会議を開催することとした。これにより、リスク評価の科学的客観性を担保しつつ、消費者、国民の目線に立った食品安全行政を一体的に推進していくことができると考えている。（資料2、資料3）
- 消費者庁の創設と併せて、地方消費者行政の抜本的な強化が必要であり、抜本的な対策を講じたい。具体的には、消費生活センター等の体制強化のための地方自治体向け交付金の創設、全国ネットワークの構築とそれを支える相談員等の確保のための対

応、等を検討していきたい。(資料4)

- 消費者庁設立に関連した広報活動に内閣を挙げて取り組み、国民の理解を得たいと考えている。(資料5)

(2) その後、各委員から以下の発言があった。主な意見は以下のとおり。

- 食品問題は深刻化しており、消費者の安全・安心からはほど遠い状況。食品安全委員会は今の段階では信頼できない。多くの消費者団体がリスク評価、リスク管理、リスク・コミュニケーションの在り方を検討すべきと考えている。
- 食品安全委員会は、消費者庁の下に持ってくるべき。大臣がお示しになった案ではこれまでとあまり変わらず、信頼確保ができるのか不安が残る。
- 資料4の地方の消費者行政の充実に向けた支援が重要。都道府県ごとに消費生活センターの数、相談員の人数等にばらつきが見られる。地方自治体間のばらつきをなくすことが課題である。消費生活センターは消費者庁の所管であるぐらいの勢いで充実を図る必要がある。
- 地方消費者行政の支援が重要であるが、国民へのPR活動と並行して、地方自治体へ説明を行い、地方自治体自らが消費者行政推進に取り組むような環境整備が必要である。知事会や市町村会等へ大臣等も積極的に参加し、PR活動を行ってほしい。地方では特に、トップの姿勢が変われば行政も変わる。地方消費者行政充実に向けた国の支援策を、可能な限り早い時期に具体的なものとして示していくこと、来年度に消費者行政の姿がこう変わるということを知ってもらうことが重要で、そのためには今年度から専門相談員等に研修を行うべき。
- 都道府県は中核機関として、市町村の消費者行政をサポートすべきであり、このためには都道府県単位での施策実行を支援すべき。地方自らが立案する計画に交付金を拠出するなど地方の取り組みを支援する財政支援をすべき。
- 地方の行政、相談員の関心は予算と人員配置の規模である。消費者から、消費者庁ができたときに何がかわるのかと聞かれたときには、消費者交番のようなものができると思いたいと思っているが、そういう人員配置が可能になる支援をすべき。地方自治体への支援では、予算措置がどの程度になるかにより、取り組みが変わってくる。地方からの意見を求めても、予算が分からないと、なかなか計画を立てるのは難しいため、早急に予算措置の規模を伝えてほしい。総理の目玉政策ということを示すという意味でも、大胆な人と予算の配分をお願いしたい。
- リスク評価とリスク管理の分離は唯一無二のものではなく、欧州諸国でも組織の在り方には違いが見られる。むしろ、重要なのは実際の運用であり、欧州では、リスク

評価をする科学者集団とは別に、リスク管理機関に消費者代表、事業者代表が入ったボードがある。日本の場合は、食品安全委員会という科学者集団がすべてを決めるとい建前になっている点で、欧州型とは大きく違うところがある。今回の提案は、消費者政策委員会が理事会又は運営委員会のような形で、食品安全委員会に参与していくということであれば、評価できる。

- 報道では、厚生労働省の医薬食品局と独立行政法人医薬品医療機器総合機構が統合するような話があるが、この場合食品安全部はどうなるのか。医薬について一元化を図るのならば、食品についても農林水産省の食品安全部門と一緒にして、食品安全行政の一元化を図るのがいいのではないか。
- 食の安全は消費者にとって大きな問題。消費者庁の中に食品安全委員会が入るとバイアスがかかるような印象があるが、食の消費者は国民そのものなので、消費者庁の中に食品安全委員会が入るのが合理的だと考えており、組織の在り方は引き続き検討を重ねてほしい。
- 少なくとも資料3に関連して、食品安全基本法の改正が必要だと考えている。例えば、第21条は、現在は基本方針について食品安全委員会の意見を聴くこととなっているが、消費者政策委員会の意見を聴くというように改正すべき。また、リスク・コミュニケーションの調整が機能していないというのが国民の意見であり、これに関しても、消費庁が担当すべき。現在の仕組みでは、食の安全が確保できていないという意見もあり、どのようにすれば食の安全が確保できるかの検証を行ったうえで、必要な改正を行ってほしい。
- 地方自治体への予算措置では、相談業務関連だけでなく情報の還元や啓発も含めて考えてほしい。また、タイムスケジュールが重要であり、今すぐすべきこと、2、3年後にすべきこと、等を分けて、予算も連動させてほしい。
- 餃子事件もあり、食品のところからスタートしたわけなので、食品安全委員会は本来消費者庁にあるべきと思う。とりあえずは小さく産んで大きく育てていくこととなるだろうが、食品安全委員会に対する不信感は強く、今後も検討すべき。なお、人事を厚生労働省や農林水産省から独立させることなど運用で変えることができるものは、すぐに変えてほしい。
- PR活動については、これをやりますという形ではなく、消費者と一体となり皆で一緒に作るといった意見を吸い上げる形のPR活動を行うべきである。
- リスク管理とリスク評価に関する欧州の例があったが、消費者と事業者が話す場があるのは素晴らしいと思った。消費者の視点は重要ではあるが、事業者を排除した消費者のエゴとならないよう、消費者と事業者の対話を通じて消費者自身も学んでいくべき。

(3) 委員からのコメントの後、岸田消費者行政推進担当大臣、町村内閣官房長官、福田内閣総理大臣から以下の発言があった。主な内容は以下のとおり。

(岸田消費者行政推進担当大臣)

- 委員の皆様方のご意見を踏まえ、引き続き消費者庁のスタートに向けて努力していきたい。

(町村内閣官房長官)

- 予算をしっかりとものに仕上げるべく現在努力しているところであり、もう少しお待ち頂き、かなりの線のレベルで予算が取れるようにしたい。地方自治体間でばらつきがあるのは事実であり、高いレベルにそろえていきたい。食品安全委員会の在り方は大分議論したが難しい問題。今までの食品安全委員会の在り方、位置付け、運用の仕方が皆様の信頼を損ねてきたという実態を踏まえながら、今後も検討することは必要だが、当面は今回提案の形態で対応して参りたい。

(福田内閣総理大臣)

- 方向は一応決まり具体策を検討しているところであるが、委員の皆様方の意向が形になり現れ、実行に移されるかが肝心であり、しっかりやっていきたい。消費者行政の一元化、消費者庁は、国民のための新しい考え方、組織であるが、国民に理解されないようでは困る。国民の皆様にも正しく理解してもらえるかどうかは新組織が生きるか死ぬかの問題であり、この点について内閣としてもしっかり対応していきたいが、信頼のある委員の皆様方からもあらゆる機会に消費者庁のあるべき姿や目的のPR活動に努めていただきたい。
- 地方の問題はばらつきがあってはならないが、無視する地方は駄目な地方だというようなことが分かるようPRしていき、将来は消費者行政の充実を競うように、その評価を定着させていかなければいけない。我々としてもそういった正しい方向に誘導していきたい。
- いずれにせよ、国民の理解無くして、消費者庁という新しい組織はあり得ない。本当に国民の立場に立って、そして日本全体で幸せな日々を送れる、安心な日々を送れるような組織になるまで、我々として努力していきたい。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]